

## 第4回はが路ふれあいマラソン協賛等募集要項

この要項は、はが路ふれあいマラソン（以下「大会」という。）に係る協賛、広告、出店、写真撮影販売（以下「協賛等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 用語の定義

- (1) 「協賛」とは大会に関し、運営上の経費を「金銭」、「物品」、「金銭及び物品」により提供を行うことをいう。
- (2) 「広告」とは大会プログラム等にコマーシャルメッセージを掲載することをいう。
- (3) 「出店」とは大会会場内で商品等の展示・販売することをいう。
- (4) 「写真撮影販売」とは大会会場等で選手を撮影し、インターネットで販売することをいう。

### 2 承認の基準

- (1) 協賛等は、次の各号に該当するものについて承認することができる。
  - ①国または地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。
  - ②堅実な活動実績を有し、かつ大会への協賛能力が十分であると認められるものであること。
  - ③政治的または宗教的な目的を有しないものであること。
  - ④その他はが路ふれあいマラソン事務局（以下「大会事務局」という。）で、芳賀郡1市4町に有益であると認めた場合。
- (2) (1)の規程にかかわらず、大会事務局で不相当と認められる協賛等については承認しないものとする。

#### 〈承認しない事例〉

- ①政治性及び宗教性のある企業等
  - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
  - ③貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
  - ④暴力団員等と密接な関係を有するもの
  - ⑤納付すべき税を滞納しているもの
- (3) (1)の規程による協賛等の金額は、別表1、2のとおりとする。

### 3 申込みの手続

- (1) 協賛・広告を申込みしようとするものは、別紙「協賛・広告申込書」に必

要事項を記入し、平成29年9月29日（金）までに大会事務局へ送付しなければならない。また、広告掲載用データは協賛者が作成し、申込時に提出すること。なお、期日以降の申込についても協賛の受入れはするが、大会プログラム作成進行上、広告が掲載できない場合もある。

- (2) 出店・写真撮影を申込みしようとするものは、別紙「出店申込書」、「写真撮影販売申込書」に必要事項を記入し、平成29年10月27日（金）までに大会事務局へ送付しなければならない。
- (3) 大会事務局は、(1)及び(2)の申込みを受けたときは、速やかに協賛等の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。
- (4) 協賛企業等が得られる特典の効力は、協賛が決定された日から発生し、平成30年4月30日をもって消滅するものとする。

#### 4 協賛金の支払い方法

協賛金の支払いの方法は、本実行委員会の指定する下記のいずれかの銀行口座への振り込みによるものとする。

- (1) 足利銀行益子支店 普通5013212  
はが路ふれあいマラソン実行委員会 会長 見目 匡
- (2) 栃木銀行益子支店 普通1025146  
はが路ふれあいマラソン実行委員会 会長 見目 匡

#### 5 報告

出店者は、大会当日の売上実績を区分・販売品目ごとに、平成29年12月22日（金）までに報告すること。なお、大会事務局が必要と認めるときは、協賛、写真撮影についても、報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

#### 6 その他

- (1) 本大会がやむをえない事情で中止となった場合でも、既に受領済みの協賛金等は返還しないものとする。
- (2) その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

#### 7 問合せ先

〒321-3316 栃木県芳賀郡芳賀町大字与能1142-1

はが路ふれあいマラソン実行委員会事務局（芳賀町武道館内）

TEL：028-677-5155

FAX：028-677-5176

別表 1

【協賛・広告】

種別	協賛等金額	基本品目						備考
		ナンバーカード 掲載	スタート・フィ ニッシュゲート 掲載	ステージ看板 掲載	大会プログラム 掲載	ホームページ 掲載	ランナー招待枠	
		ナンバーカード (ゼッケン) に企 業ロゴ等を掲載し ます。開催後の ニュースや記事で の貴社名の露出が 期待できます。 [貴社ロゴカラー 刷り。]	スタート・フィ ニッシュのエア ーチ等に企業ロ ゴ等を掲載しま す。おおよその掲 載サイズは以下の とおり。カラー刷 り。	メインステージ上 に設置するバック ボードへの掲載。 おおよその掲載サ イズは以下のとお り。カラー刷り。	選手、役員大会関 係者等へ配布する 大会プログラム (基本はA4モノ クロ3200部) に広告ページを掲 載。掲載サイズは 以下のとおり。	大会の公式ホーム ページに協賛者名 等の掲載及び協賛 者ホームページへ のリンク。	協賛企業からの出 場者を募集人数と は別に設ける。 (参加料は自己負 担)	
協賛A	100万円相当 以上	○	○ (約500*600)	○特大 (約600*1000)	○全枠 (カラー刷り)	○	○ (10人)	
協賛B	50万円相当 以上		○ (約300*600)	○大 (約400*800)	○2/3枠	○	○ (5人)	
協賛C	30万円相当 以上			○中 (約200*600)	○1/2枠	○	○ (3人)	
広告A	5万円 以上				○1/4枠	○		
広告B	1万円 以上				○1/8枠			

(注意事項) ①大会HPバナー、プログラム広告掲載用データ等は協賛者が用意すし、9/29(金)までに提出すること。

期日以降の申込については、大会プログラムの作成進行上、広告掲載が出来ない場合もある。

②物品協賛の場合は、原価での金銭換算とする。

③社名・商標または広告の掲載等については、上表を基準とし、事務局の判断により表示のサイズ、位置、順序を調整する。

別表 2

【出店・写真撮影販売】

種別	単価	内 容	注 意 事 項
出店	2万円	大会会場内での出店（2×3間スペース） ※テント1張（2×3間）貸出可	①出店場所は大会事務局で指定する。また、申込み多数の場合は事務局にて選考する。 ②飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意すること。 ③準備及び片付けについては、別に指示する。
写真撮影販売	10万円以上	①会場内等での選手の写真撮影及びインターネット販売 ②大会公式HPに企業バナー掲載（1種類） ③選手配布物へのチラシ封入（1種類 約2,500枚）	①写真撮影販売は1社のみ選定する。（後援企業は除く） ②添付資料：会社概要、事業実績、本大会の撮影販売セールスポイントがわかる資料